

原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針の改正概要

○ 岐阜県・市町村広域避難方針の概要

岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】（以下「地域防災計画」という。）において、県は市町村と連携して、「広域避難方針」を策定することと定められており、それに基づき平成26年2月10日に策定。

岐阜県・市町村広域避難方針には、UPZ及び県が実施した放射性物質拡散シミュレーション結果を踏まえて地域防災計画に規定した原子力災害対策を強化する地域について、避難先の選定・調整の手順、避難元市町村、受入市町村並びに県が実施すべきことを記載している。

○ 改正の理由

岐阜県・市町村広域避難方針において、避難退域時検査場所は県が選定するとされている。

現在、関西電力(株)美浜発電所の再稼働に向けて、福井エリア地域原子力防災協議会美浜分科会（国及び福井県、滋賀県、岐阜県）において「美浜地域の緊急対応」の策定が進められている。その中で、UPZ内の避難について、事前に避難退域時検査場所の候補地を盛り込むこととされたため、それに先立ち、避難退域時検査場所の候補地を岐阜県・市町村広域避難方針において定めるもの。

○ 改正内容

岐阜県UPZ（揖斐川町）内住民の避難退域時検査場所候補地を以下のとおりとする。

揖斐川町健康広場（揖斐川町上南方853番地49）

揖斐川町健康広場は、次のとおり、原子力規制庁「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」の避難退域時検査場所の要件（下記①～④）に該当することから候補地とするものである。

なお、選定にあたっては、市町村・関係部局の意見を事前に聴取するとともに、揖斐川町健康広場が使用できない場合や、実効線量が100mSv/年以上となる可能性が示された地域で避難が必要となる場合の候補地については、継続的に検討していくこととする。

避難退域時検査場所の要件	揖斐川町健康広場
① 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること	避難経路である国道 303 号線に近接する
② 検査場所から避難所等までの移動が容易であること	町内避難の際の避難所である地域交流センターはなももに近接し、また、町外の避難先である美濃市への避難経路に近接する
③ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること	アリーナ面積約 960m ² 、グラウンド面積約 18,390m ² を有し、十分な広さを持つ。
④ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること	揖斐川町の管理施設であり、緊急時の使用、要員の参集が容易であるとともに、資機材の緊急配備、要員の参集が容易である